

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年3月7日付けの保護申請却下通知書により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

請求人が離婚直後に引っ越ししたマンションの一室（大家が父親）は、入居時の敷金及び礼金を必要としなかったが、条件として、退去時には洗淨及びクロスの張替え等100%実費とする口約束をしていた。

親族間なので口約束状態であったが、最後の所有者（亡母）の遺言書どおりに急きょ立ち退きをすることとなり、遺言書明記の「次の所有者」との話合いにて現場回復を自費で行った。担当ケースワーカーは事情を全て承知くださり、令和3年2月28日に現在の住居へ引っ越しさせていただいた。

請求人は平成12年よりも前から生活保護受給者であった。担当ケースワーカーは、「当時の保護開始書類が見当たらない」と電話で発言したが、それはあり得ない。請求人は、離婚手続が完了する前から精神を患っており、働いても長続きせず、入院生活を繰り返していた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 2月15日	諮問
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）
令和6年 7月25日	審議（第90回第1部会）
令和6年 8月29日	審議（第91回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準及び住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの事項の範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の申請及び決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、

保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。本件申請は、平成7年当時の敷金と礼金の合計3か月分の扶助を処分庁に求めるものであるところ、請求人が、処分庁により最初に保護を受けたのは、平成12年5月19日からであり、それより前に請求人が処分庁から保護を受けていた事実を認めるに足りる証拠はない。

保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（上記1・(1)）、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときに保護の要否、種類、程度及び方法を決定するとされていること（同・(2)）からすれば、保護は、要保護者の保護開始時及びその後の保護期間中の需要に対して行われるものである。

そうすると、処分庁が、平成7年当時の敷金と礼金の合計3か月分の扶助を求める本件申請について、「生活保護受給期間外のものであるため、生活保護による支給対象外になります」として却下した本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、平成12年よりも前から生活保護受給者であった旨を主張する。しかし、受給記録は処分庁のもとに残っておらず、平成12年より前に請求人が処分庁から保護を受けた事実は確認することができなかった。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)
大橋洋一、海野仁志、織朱實